

令和2年4月から特定の法人について 電子申請が義務化されました。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定の法人の事業場**が労働保険の年度更新の申告等を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

電子申請義務化の対象と考えられる（※）事業場の申告書には以下のように印字されています。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金
31759
種別 32701
標準字体 0123456789
第3桁「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。
提出用
電子申請対象
※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類
01 111 9416 39
あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇-〇-〇

※今年度は、**事業年度開始日以降に提出する届出が対象**となりますので、年度更新の際は、次の表も参考に対象かどうかをご確認ください。

事業年度 開始日	令和2年4月1日 ～5月31日	令和2年6月1日 ～7月10日
電子申請 義務化	対象	事業年度開始日以降に 年度更新を行う場合は 対象

義務化の 対象手続

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
- ・ 年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・ 増加概算保険料申告書

（注意事項）

- 1 義務化対象事業場が申告する際、**法人番号欄が空欄の場合には必ず入力**をお願いします。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 **以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。**
 - (1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2)労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中で保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合（裏面へ）

カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利！自宅やオフィス、社労士事務所から、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。

電子申請の事前準備をはじめましょう！

まずは、e-Govウェブサイトへアクセス！
<http://www.e-gov.go.jp>



「利用準備」からスタート！

下の5つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 パソコンを確認します

パソコンが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。

➡ 推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック 2 電子証明書を取得します

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。



- ・公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- ・民間の認証局からの取得も可能です。

ファイル形式



法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。

➡ 電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

チェック 3 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。

➡ 「ポップアップブロックを解除する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック 4 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。

➡ 「信頼済みサイトへの登録」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック 5 電子申請アプリケーションをインストールします

専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールします。

➡ 「e-Gov電子申請アプリケーションのインストール方法について」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>